

概要版



北広島市

高齢者保健福祉計画

第8期介護保険事業計画

計画期間：令和3年度～令和5年度



HOKKAIDO KITAHIROSHIMA

令和3年3月

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨

我が国の65歳以上の人口は、令和2年4月1日現在3,605万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は28.6%となり、4人に1人以上が65歳以上の高齢者という本格的な超高齢社会となっています。一方、1970年代に訪れた第2次ベビーブームをピークに出生数は減少傾向にあり、少子化も一層進行している状況です。

また、本市の高齢化率は、令和2年9月30日現在32.7%となっており、今後も急速な少子・高齢化は一層進行すると予測され、団塊ジュニア世代が65歳を超える令和22年（2040年）頃には高齢化率が4割を超えると見込んでいます。

介護が必要な状態になっても安心して安全な生活ができるよう、介護を社会全体で支えることを目的とした介護保険制度は平成12年度にスタートして20年が経過し、介護が必要な高齢者の生活を支える重要な制度として定着しています。

一方で、今後も介護が必要な高齢者が増加することが見込まれていることから、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要となります。そのためには、介護保険サービスの確保に留まらず、医療、予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進していくことが重要となります。

平成29年には介護保険制度の見直しが行われ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」のため、保険者機能の強化などによる自立支援と要介護状態の重度化防止、医療と介護の連携および地域共生社会の実現に向けた取組の推進などが示されています。特に、認知症発症の増加を見据え、国では令和元年に認知症施策推進大綱を定め、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の方や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしています。

本市においても、さらなる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、高齢者保健福祉ならびに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的な運営をめざし、令和3年度から令和5年度までの3年間の施策の考え方および目標を定める「北広島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

第2節 計画の概要

1 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」として定める高齢者保健福祉計画と介護保険法第117条の規定に基づく計画として、国の基本指針に即して定める介護保険事業計画の2つの計画を一体的に作成し、「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「北広島市総合計画（第6次）」（令和3年度～令和12年度）および「北広島市地域福祉計画」を上位計画とする高齢者福祉分野の個別計画として策定するとともに、「北広島市障がい支援計画」「北広島市健康づくり計画」ならびに北広島市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」などとも連携および整合性を図りながら、高齢化社会に対応した高齢者施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

2 法令等の根拠

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉計画」として老人福祉法第20条の8の規定に基づき定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、国の基本指針に即して計画として定めるものです。

3 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

第3節 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、広く市民・専門家などの意見を反映させるため、福祉関係者、保健医療関係者、学識経験者、一般公募の市民などにより構成される「北広島市保健福祉計画検討委員会」を設置し、高齢福祉部会で計画の見直しを進めてきました。

「北広島市保健福祉計画検討委員会」での協議内容は市民に公開するとともに、会議録の閲覧を可能にし、計画案についてパブリックコメントで市民からの意見を募りました。

また、本市の高齢者を取り巻く現状や意向などを把握するため、令和元年12月に65歳以上の高齢者の方（要介護1～5の認定者を除く）3,000人を対象に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、令和2年8月に要支援・要介護認定者600人を対象に「在宅介護実態調査」を行ったほか、令和2年9月に介護事業者の意向や実態を把握するため、「施設整備等意向調査」、「サービス提供事業者調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

第2章 高齢者の現状

1 人口の推移と将来推計

令和2年9月30日現在の住民基本台帳による本市の総人口は58,150人となっています。

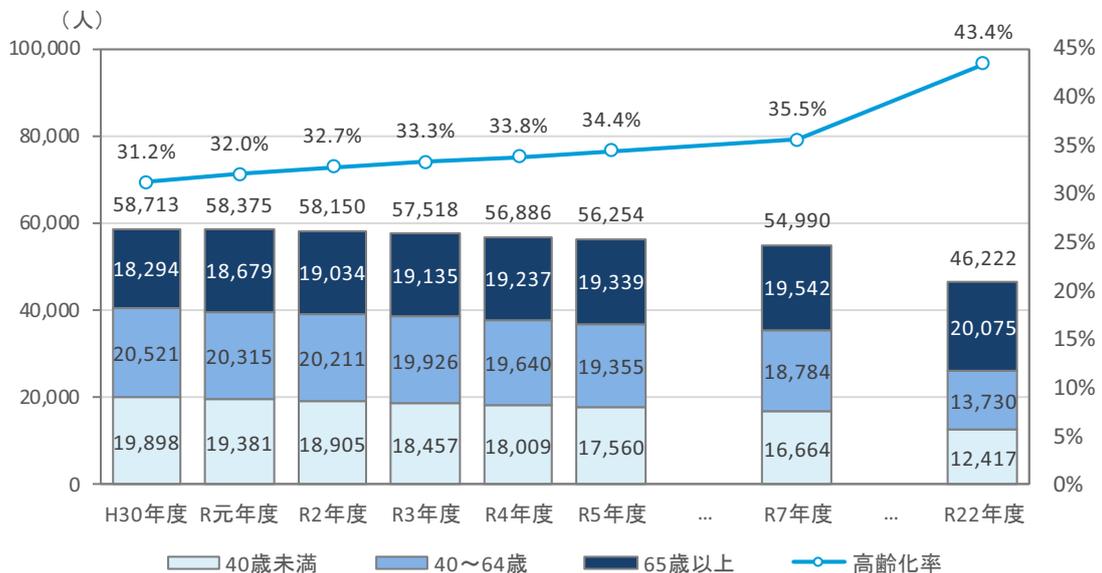
このうち、65歳以上の高齢者人口は19,034人で、総人口の32.7%を占めています。平成30年度から令和2年度にかけて、高齢化率は1.5ポイント高くなり、高齢化が進んでいます。

また、令和3年度以降の人口推計においては、団塊の世代が75歳に到達することに伴い、介護保険の利用率が高くなる後期高齢者が今後さらに増加し、令和4年度には前期高齢者よりも多くなると見込んでいます。さらに、令和22年度（2040年度）には団塊ジュニアの世代が65歳に到達することに伴い、高齢者が20,000人を超えるものと見込んでいます。

図表 2-1-1 人口の推移と将来推計(年齢群別)

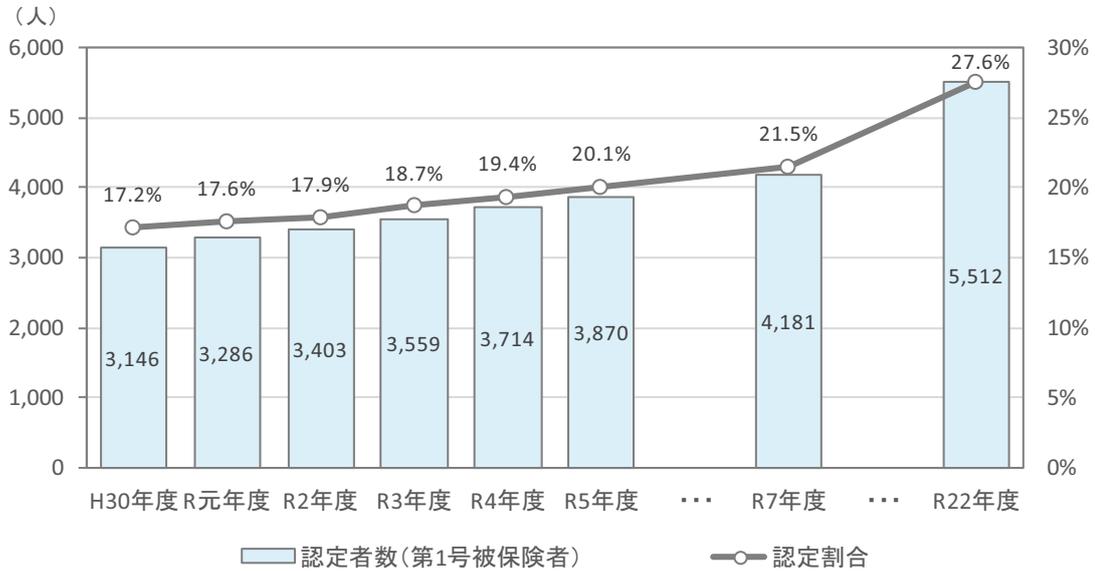
	第7期			第8期			第9期	第14期
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
総人口	58,713	58,375	58,150	57,518	56,886	56,254	54,990	46,222
65歳以上	18,294	18,679	19,034	19,135	19,237	19,339	19,542	20,075
高齢化率	31.2%	32.0%	32.7%	33.3%	33.8%	34.4%	35.5%	43.4%
前期高齢者 (65～74歳)	9,966	9,944	10,037	9,677	9,317	8,958	8,238	8,035
前期高齢者比率	17.0%	17.0%	17.3%	16.8%	16.4%	15.9%	15.0%	17.4%
後期高齢者 (75歳以上)	8,328	8,735	8,997	9,458	9,920	10,381	11,304	12,040
後期高齢者比率	14.2%	15.0%	15.5%	16.4%	17.4%	18.5%	20.6%	26.0%

図表 2-1-2 人口の推移と将来推計(年齢群別)

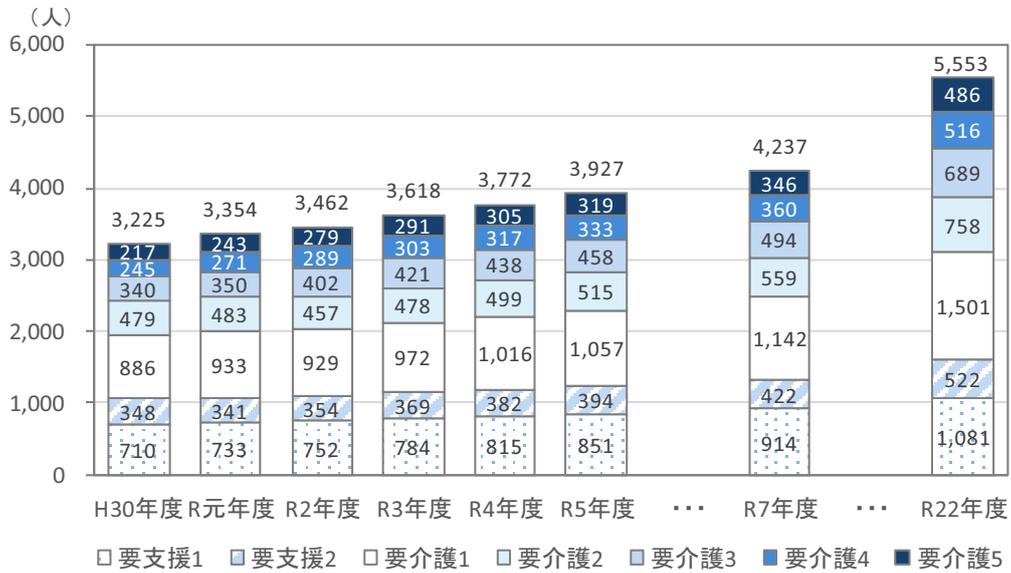


2 要支援・要介護認定者の推移と将来推計

図表 2-1-2 要支援・要介護認定者の推移と将来推計



図表 2-1-3 要介護度別要支援・要介護認定者の推移と将来推計



(注1)各認定者数は第2号被保険者を含みます。

第3節 計画策定に係わる各調査結果の概要

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、調査を実施しました。

図表 2-3-1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

調査対象	65歳以上の高齢者 3,000人 を無作為抽出（要介護1～5の認定者を除く）
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送による調査票の送付、回収 ・ 調査期間は令和元年12月13日（発送）から12月27日（投函締切り）まで
調査基準日	令和元年10月1日
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族構成や生活状況について ・ 健康について ・ からだを動かすことについて ・ 食べることについて ・ 毎日の生活について ・ 地域での活動について ・ たすけあいについて ・ 認知症にかかる相談窓口の把握について
回収結果	・ 調査票回収数 2,239票（回収率 74.6%）

2 在宅介護実態調査

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、調査を実施しました。

図表 2-3-2 在宅介護実態調査の概要

調査対象	要支援・要介護認定を受けている（受けていた）方から 600人 を無作為抽出
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送による調査票の送付、回収 ・ 調査期間は令和2年8月7日（発送）から8月21日（投函締切り）まで
調査基準日	令和2年8月1日
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象者について ・ 主な介助者の方について
回収結果	・ 調査票回収数 394票（回収率 65.7%）

第3章 基本理念と目標

第1節 基本理念

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱くなってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱くなる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、ときに支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会が求められています。

本計画では、このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりが生きがいを感じられるまちづくりの実現をめざします。

基本理念

高齢者をはじめすべての方が、
住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を送ることができる、
地域共生社会の実現

第2節 基本目標

基本目標1 健康づくりと介護予防の促進

高齢者がその有する能力に応じて、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるようにするため、高齢者の介護予防に関する普及啓発および自立支援に取り組むほか、地域ケア会議または在宅医療介護連携推進協議会における多職種連携の取組の推進および高齢者支援センターの体制強化など、介護予防、自立支援および重度化防止に向けて取り組みます。

また、高齢者がこれまで培った知識と経験を生かした社会参加を推進し、地域を支える担い手として活躍できる環境の整備を進め、生きがいを持って地域の中で豊かな生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

日常生活を支援する多様な生活支援・介護予防サービスなどについても、引き続き体制整備を進めます。

基本目標2 介護保険サービスの充実

認知症や要介護状態などになっても、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、介護人材の確保を含む介護保険サービスのさらなる基盤整備のほか、地域における継続的なサービス提供体制の充実を図ります。

基本目標3 安心して暮らせる環境づくりの推進

高齢者の生活を総合的に支えるため、高齢者支援センターが中心となり、地域で適切な支援が行われる環境整備に取り組むとともに、地域の関係者を含めたネットワークづくりの強化を図ります。

また、高齢者が気軽に交流できる場を開設し、NPO 法人などの参画による運営を進め、市民で支える人材の育成や団体の支援を図ります。

高齢者の虐待防止および権利擁護の推進に向け、知識の普及啓発を図るとともに、早期発見・早期対応にむけ、関係機関などと連携して対応します。

基本目標4 認知症施策の推進

認知症施策では、認知症予防のための生活習慣病重症化予防を強化し、認知症に対する地域の理解を深め、認知症高齢者等 SOS ネットワークなどの地域で支え合える体制づくりに努めます。

基本目標5 適切な介護保険事業の運営

効果的・効率的な介護給付の推進のため、ケアプランの点検を実施し、利用者に適切でよりよい介護サービスが提供できるよう、ケアマネジャーの資質向上に努めます。

北広島市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画と介護保険事業計画については、上位計画である市総合計画において掲げられた基本目標である「ともに歩み笑顔が輝くまち」をめざし、医療提供体制の整備と在宅医療・介護の連携などの地域包括ケアシステムの深化・推進が一体的に行われるよう、それぞれの計画と整合性をとり、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、高齢者福祉および介護の充実のための施策に取り組めます。

また、介護保険事業が健全に機能するよう介護保険サービス情報の周知に努めるとともに、地域課題を分析のうえ目標に対する実績を評価するなど、適切な介護保険事業の運営に向けたPDCA サイクルの推進を図ります。

(注) 本市では、地域包括支援センターを「高齢者支援センター」と呼称しています。

第3節 施策の体系**基本目標1 健康づくりと介護予防の促進****重点課題1 健康づくりと日常生活を支援する体制整備****1 健康づくり・介護予防サービスの充実**

- | | | |
|---------------------|------------|----------|
| ① 特定健診・後期高齢者健診 | ② 健診後の保健指導 | |
| ③ 健康づくりセミナー | ④ 食の個別相談 | ⑤ ミニ健康講座 |
| ⑥ 高齢者出前健康講座 | ⑦ 健康増進講演会 | |
| ⑧ 地域リハビリテーション活動支援事業 | | |
| ⑨ 訪問型サービス | ⑩ 通所型サービス | |

2 日常生活に関する支援の充実

- | | | |
|-------------------|------------|----------|
| ① 配食サービス | ② 移送サービス | |
| ③ 移動制約者の移送の確保に向けて | ④ 庭先収集 | ⑤ 除雪サービス |
| ⑥ 訪問理容サービス | ⑦ テレホンサービス | |

重点課題2 生きがいと社会参加の促進

1 生きがいのある暮らしの支援

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ① 長寿祝福事業 | ② 老人クラブ活動の充実 |
| ③ ミニデイサービス支援事業 | ④ 介護支援ボランティア事業 |
| ⑤ ふれあい温泉事業 | ⑥ 介護予防拠点助成金 |
| ⑦ 地域たすけあい活動助成金 | ⑧ 福祉バス運行事業 |
| ⑨ シルバー活動センター事業 | ⑩ 民生委員児童委員、地区社会福祉委員活動 |
| ⑪ 社会教育事業 | ⑫ 体育事業 |
| ⑬ ボールパーク関連事業との連携 | |

2 就労機会の確保

- ① シルバー人材センター活動支援事業

基本目標2 介護保険サービスの充実

重点課題1 介護給付等対象サービスの充実・強化

1 住み慣れた地域や家庭での生活の継続

- ① 居宅サービス

2 地域の実情に合わせたサービスの体制整備

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 地域密着型サービス | ② 施設サービス |
| ③ サービス基盤整備状況 | ④ 介護給付見込み量確保の方策 |

重点課題2 介護保険サービスの基盤強化

1 人材確保対策

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ① 介護従事者人材バンク | ② 暮らしサポーター研修 |
| ③ 合同就職説明会 | ④ 介護従事者フォローアップ研修事業 |
| ⑤ 福祉人材確保対策就労支援金 | ⑥ 介護現場の業務効率化支援 |

基本目標3 安心して暮らせる環境づくりの推進

重点課題1 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ① 高齢者サービス啓発事業 | ② 高齢者実態把握事業 |
| ③ 高齢者等地域見守り事業 | ④ 窓口・電話等相談事業 |
| ⑤ 高齢者支援センターの運営 | ⑥ 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置 |
| ⑦ 地域ケア会議の開催 | |

重点課題2 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

- ① 在宅医療と介護の連携推進

重点課題3 介護に取り組む家族等への支援の充実

1 介護に取り組む家族等への支援

- | | | |
|----------|--------------|------------|
| ① 家族支援事業 | ② 紙おむつ購入費の助成 | ③ 指定ごみ袋の助成 |
|----------|--------------|------------|

重点課題4 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

1 高齢者虐待防止の取組

- ① 高齢者虐待防止ネットワーク事業

2 権利擁護体制の充実

- ① 成年後見センターの運営
- ② 成年後見制度利用支援事業

重点課題5 高齢者が安心できる居住環境確保

1 高齢者の居住環境の整備

- ① サービス付き高齢者向け住宅の適正な運用
- ② 住宅改修支援事業
- ③ 緊急通報システム
- ④ 救急情報キット・エルフィンボタン普及事業

2 まちづくりの整備促進

- ① 住み替え支援事業
- ② 空き地・空き家バンク制度
- ③ 道路・交通環境の整備
- ④ 公営住宅の整備

3 防災・感染症対策等の推進

- ① 避難行動要支援者避難支援プラン制度による体制づくり
- ② 災害対策および感染症対策に係る体制整備

基本目標4 認知症施策の推進

重点課題1 認知症施策の推進

1 認知症の方への理解を深めるための普及・啓発

- ① 認知症ケアパスの普及
- ② 認知症サポーター養成講座

2 認知症となっても住みやすい地域づくり

- ① 認知症初期集中支援チーム
- ② 認知症支え合い事業
- ③ 認知症カフェ
- ④ 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業
- ⑤ いどころ発信システム助成事業

基本目標5 適切な介護保険事業の運営

重点課題1 効果的・効率的な介護給付の推進

1 低所得者対策の推進

- ① 介護保険利用者の軽減対策

2 介護保険の質的向上

- ① 介護給付に要する費用の適正化
- ② 介護保険サービスの給付制限

重点課題2 医療計画との整合性の確保

重点課題3 介護保険サービス情報の公表

重点課題4 介護保険制度の立案および運用に関する PDCA サイクルの推進

第4章 健康づくりと介護予防の促進

重点課題1 健康づくりと日常生活を支援する体制整備

1 健康づくり・介護予防サービスの充実

健康づくり・介護予防サービスの各事業の利用見込みは以下のとおりです。

図表 4-1-1 健康づくり・介護予防サービスの見込み

		R3年度	R4年度	R5年度
特定健診(65歳～74歳)	受診数	3,000人	3,000人	3,000人
後期高齢者健診	受診数	1,500人	1,600人	1,700人
健診後の保健指導(重症化予防)	指導数	630人	635人	640人
健康づくりセミナー(旧:健康運動教室)	参加者数	50人	50人	50人
食の個別相談(栄養相談)	指導数	75人	80人	85人
ミニ健康講座	参加者数	50人	100人	150人
高齢者出前健康講座	参加者数	500人	500人	500人
健康増進講演会	参加者数	100人	100人	100人
地域リハビリテーション活動支援事業	参加者数	50人	100人	150人
介護予防訪問介護相当サービス	利用者数	164人	170人	177人
介護予防通所介護相当サービス	利用者数	366人	380人	395人
通所型サービスA	利用者数	102人	106人	110人
通所型サービスC(短期集中機能訓練)	利用者数	3人	3人	3人

2 日常生活に関する支援の充実

生活支援サービスの各種事業の利用見込みは以下のとおりです。

図表 4-1-2 生活支援サービスの見込み

		R3年度	R4年度	R5年度
配食サービス	利用者数	250人	250人	250人
移送サービス	利用者数	55人	60人	65人
庭先収集	対象者軒数	195軒	210軒	225軒
除雪サービス	利用者数	290人	290人	290人
訪問理容サービス	利用者数	55人	55人	55人
テレホンサービス	利用者数	9人	9人	9人

重点課題2 生きがいと社会参加の促進

1 生きがいのある暮らしの支援

生きがいのある暮らしの支援の各種事業の利用見込みは以下のとおりです。

図表 4-2-1 生きがいのある暮らしの支援の見込み

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
長寿祝福事業	対象者数	38 人	45 人	40 人
老人クラブ活動	加入者数	955 人	955 人	955 人
ミニデイサービス支援事業	団体数	29 か所	30 か所	30 か所
介護支援ボランティア事業	活動者数	320 人	320 人	320 人
ふれあい温泉事業	利用者延べ人数	30,000 人	30,000 人	30,000 人
介護予防拠点助成金	交付件数	3 件	3 件	3 件
地域たすけあい活動助成金	交付件数	3 件	3 件	3 件
福祉バス運行事業	利用延べ人数	9,000 人	9,000 人	9,000 人
シルバー活動センター事業	利用延べ人数	12,000 人	12,000 人	12,000 人

第5章 介護保険サービスの充実

重点課題1 介護給付等対象サービスの充実・強化

1 住み慣れた地域や家庭での生活の継続

(1) 居宅サービス

図表 5-1-1 居宅サービス利用者の見込み

(単位:人/月)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問介護	359	378	398
訪問入浴介護	22	24	26
訪問看護	361	381	400
訪問リハビリテーション	74	77	82
居宅療養管理指導	549	583	618
通所介護	478	505	530
通所リハビリテーション	413	433	452
短期入所生活介護	105	114	119
短期入所療養介護	26	28	30
特定施設入居者生活介護	161	163	185
福祉用具貸与	986	1,038	1,092
特定福祉用具購入	21	21	22
居宅介護住宅改修	28	29	31
居宅介護支援	1,611	1,695	1,779

2 地域の実情に合わせたサービスの体制整備

(1) 地域密着型サービス

図表 5-1-2 地域密着型サービス利用者の見込み

(単位:人/月)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	55	58	61
地域密着型通所介護	165	173	184
認知症対応型通所介護	29	32	34
小規模多機能型居宅介護	40	41	42
認知症対応型共同生活介護	198	199	200
看護小規模多機能型居宅介護	25	26	28

(2) 施設サービス

図表 5-1-3 施設サービス利用者の見込み

(単位:人/月)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	232	237	239
介護老人保健施設(老人保健施設)	99	101	103
介護療養型医療施設(療養型病床群等)	5	5	5
介護医療院	47	49	51

(3) 介護給付見込み量確保の方策

人口が減少する中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年(2025年)および団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えた介護サービス基盤整備の重要性が高まっている状況にあります。

また、今後のサービス必要量、介護離職ゼロの実現に向けた基盤整備、施設待機者調査および高齢者の住まいの安定的な確保などを総合的に考慮したうえで、第8期においては以下のとおり、施設整備および施設整備の検討を行います。

- ・介護老人福祉施設(転床・上限5床)の公募
- ・小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護の設置検討
- ・共用型認知症対応型通所介護の設置推進

重点課題2 介護保険サービスの基盤強化

1 人材確保対策

人材確保対策の各種事業の利用見込みは以下のとおりです。

図表 5-2-1 人材確保策の見込み

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護従事者人材バンク	登録者数	10人	10人	10人
	就労者数	6人	6人	6人
くらしサポーター研修	実施回数	1回	1回	1回
	参加者数	20人	20人	20人
合同就職説明会	開催回数	1回	1回	1回
	参加者数	50人	50人	50人
福祉人材確保対策就労支援金	新規就労人数	80人	80人	80人

第6章 安心して暮らせる環境づくりの推進

重点課題 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの進化・推進に係る事業の見込みは以下のとおりです。

市内4か所の高齢者支援センターでは、保健師、社会福祉士および主任介護支援専門員の三職種を配置し、総合相談支援業務、権利擁護業務および包括的・継続的ケアマネジメント業務を行います。また、および予防給付（要支援1・2の方および事業対象者）のケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業所の機能を担っています。

今後の相談件数や予防給付のケアマネジメント数の増加に対応できるよう、職員の計画的な配置を検討します。

図表 6-1-1 地域包括ケアシステムの進化・推進に係る事業の見込み

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
高齢者サービス啓発事業	サービスガイド発行部数	6,000 部	6,000 部	6,000 部
高齢者実態把握事業	実態調査件数	1,900 件	1,900 件	2,000 件
高齢者等地域見守り事業	協力機関数	25 か所	25 か所	25 か所
窓口・電話等相談事業	相談延べ件数	2,500 件	2,500 件	2,500 件
高齢者支援センターの運営	職員数	24.5 人工	25.5 人工	27 人工
	ケアマネジメント延べ件数	6,500 件	6,500 件	6,500 件
	ケアマネジメント管理延べ件数	8,600 件	8,700 件	8,900 件
生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置	生活支援コーディネーター	6 人	6 人	6 人
	協議体数	6 か所	6 か所	6 か所
地域ケア会議の開催	地域ケア個別会議(困難事例の検討含む)			
	市主催	2 回	2 回	2 回
	高齢者支援センター主催	4 回	4 回	4 回
	自立支援ケア会議	7 回	7 回	7 回
	地域ケア推進会議	1 回	1 回	1 回

重点課題2 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

(1) 在宅医療と介護の連携推進

医療および介護の専門職などで構成する「北広島市在宅医療介護連携推進協議会」を開催し、課題解決に向けた協議と、専門部会を通じた具体的な取組を進めながら、切れ目のない医療と介護の連携を推進します。

また、これまで高齢者支援センターが総合相談の一環として、在宅医療と介護の連携に関する相談窓口を担っていましたが、高齢者数の増加に伴う相談件数の増加が見込まれることから、高齢者支援センターに（仮称）医療介護連携相談員を計画的に配置していきます。

図表 6-2-1 在宅医療介護連携推進協議会等の見込み

		R3 年度	R4 年度	R5 年度	
在宅医療と介護の連携推進	在宅医療介護連携推進協議会				
	全体会	実施回数	3 回	3 回	3 回
	研修企画部会	実施回数	2 回	2 回	2 回
	認知症部会(注1)	実施回数	2 回	2 回	2 回
	市民周知部会	実施回数	2 回	2 回	2 回
	在宅医療・介護連携に関する相談	実件数	350 件	380 件	410 件
		延べ件数	900 件	1,000 件	1,100 件
(仮称)医療介護連携相談員の配置	人工	-	1 人工	2 人工	

(注1) 認知症初期集中支援チーム検討委員会を兼ねる

重点課題3 介護に取り組む家族等への支援の充実

1 介護に取り組む家族等への支援等

図表 6-3-1 介護に取り組む家族等への支援等の見込み

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
家族支援事業 (介護と上手につきあう講座)	参加者数	60 人	60 人	60 人
おむつサービス事業	利用者	216 人	216 人	216 人

重点課題4 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

1 高齢者虐待防止の取組

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク事業

図表 6-4-1 高齢者虐待防止ネットワーク事業の見込み

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
高齢者虐待防止 ネットワーク事業	相談延べ件数	20 件	20 件	20 件
	虐待認知件数	10 件	10 件	10 件
	市と厚別警察署の連携 推進会議実施回数	2 回	2 回	2 回
	研修会実施回数	1 回	1 回	1 回
	研修会参加者数	50 人	60 人	60 人

2 権利擁護体制の充実

(1) 成年後見センターの運営

認知症、知的障がいおよび精神障がいにより判断力が不十分な方への一体的かつ継続的な権利擁護支援を行います。

また、地域連携ネットワークを担う中核機関などの体制整備にむけて段階的・計画的に検討していきます。

図表 6-4-2 成年後見センターの運営の見込み

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見センターの 運営	相談延べ件数	800 件	850 件	900 件
	市民後見人養成講座	0 回	1 回	0 回
	市民後見人養成講座修了生	0 人	10 人	0 人
	市民後見人フォローアップ 講座開催回数	2 回	2 回	2 回
	周知・啓発回数	15 回	15 回	15 回
社会福祉協議会 独自事業	日常生活自立支援事業	6 件	6 件	6 件
	生活あんしん事業	5 件	6 件	7 件
	法人後見受任件数	17 件	19 件	21 件

(2) 成年後見制度利用支援事業

図表 6-4-3 成年後見制度利用支援事業(高齢者分)の見込み

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度利用支援 事業(高齢者分)	市長申立件数	3 件	3 件	3 件
	報酬等の助成件数	7 件	8 件	9 件
	マイエンディングノート作成	2,000 部	2,000 部	2,000 部

重点課題5 高齢者が安心できる居住環境確保

1 高齢者の居住環境の整備

図表 6-5-1 高齢者の居住環境の整備事業の見込み

		R3年度	R4年度	R5年度
住宅改修支援事業	助成件数	101件	106件	111件
緊急通報システム	新規設置数	15か所	15か所	15か所
	利用世帯数	84世帯	84世帯	84世帯
救急情報キット・エルフィンバトン普及事業	配布件数	600件	890件	1,000件

2 まちづくりの整備促進

図表 6-5-2 空き地・空き家バンク制度の見込み

		R3年度	R4年度	R5年度
空き地・空き家バンク制度	売却・賃貸延べ登録件数	10件	10件	10件
	売却・賃貸延べ成約件数	10件	10件	10件
	購入・賃借延べ登録件数	10件	10件	10件
	購入・賃借延べ成約件数	10件	10件	10件

3 防災・感染症対策等の推進

(1) 避難行動要支援者避難支援プラン制度による体制づくり

災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備および避難誘導などの支援体制を確保します。

(2) 災害対策および感染症対策に係る体制整備

近年多発する豪雨災害などの発生状況や、感染症の流行は地域に甚大な被害をもたらし、高齢者の普段の生活が一変する状況も想定されます。そのような事態にあっても避難などが適切に進み、介護サービスの提供が受けられるよう、①市内の介護事業者などと連携し防災や感染症対策についての周知啓発、②研修や訓練の実施、③関係部局と連携した必要物資の備蓄、調達および輸送体制の整備、④道や関係団体と連携した支援・応援体制の構築、⑤ICTを活用した会議の実施などのオンライン化に向けた取組について検討していきます。

第7章 認知症施策の推進

重点課題 1 認知症施策の推進

1 認知症の方への理解を深めるための普及・啓発

図表 7-1-1 認知症サポーター養成講座の見込み

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
認知症サポーター 養成講座	実施回数	20 回	20 回	20 回
	サポーター養成数	200 人	200 人	200 人
	ステップアップ講座実施回数	1 回	1 回	1 回
	ステップアップ受講者数	5 人	5 人	5 人
	ステップアップ講座修了登録延べ 人数(おれんじメイト)	140 人	140 人	140 人
	キャラバンメイト全体会	1 回	1 回	1 回
	運営委員会開催回数	3 回	3 回	3 回

2 認知症となっても住みやすい地域づくり

認知症の発症後、生活機能の障がいが増進していく中で、状態にあわせて適切な支援を受けながら、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会」の実現をめざします。

(1) 認知症初期集中支援チーム

図表 7-1-2 認知症初期集中支援チームの見込み

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
認知症初期集中支援チーム	チーム員会議	4 回	4 回	4 回
	検討実人数	4 人	4 人	4 人
	訪問支援対象者数	1 人	1 人	1 人
	認知症初期集中支援 チーム検討委員会	1 回	1 回	1 回

(2) 認知症高齢者支援事業

図表 7-1-3 認知症高齢者支援事業の見込み

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
地認知症支え合い事業	利用者数	8 人	9 人	10 人
	登録支え合い員数	48 人	51 人	54 人
認知症カフェ	開設数	5 か所	5 か所	5 か所
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業	新規事前登録者数	25 人	25 人	25 人
	メール配信登録者数	420 人	520 人	620 人
いどころ発信システム助成事業	助成対象者数	8 人	8 人	8 人

第8章 適切な介護保険事業の運営

重点課題1 効果的・効率的な介護給付の推進

1 低所得者対策の推進

(1) 介護保険利用者の軽減対策

所得が低く生活困窮となっている方に対して、介護保険サービスの利用促進を図るために、介護サービスを行う社会福祉法人が、その社会的な役割の一環として、当該法人の負担により（一部公的補助あり）、利用者負担額を軽減するものです。

2 介護保険の質的向上

(1) 介護給付に要する費用の適正化

介護給付の適正化は、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度運営につながります。国民健康保険団体連合会が提供する給付情報などを活用し、北海道の協力のもと、給付適正化の推進を図ります。

(2) 介護保険サービスの給付制限

社会保険制度の一つである介護保険は、被保険者同士が互いを支え合う相互扶助により成り立っています。

一定の保険料を滞納している方が保険給付を受ける際に、給付の償還払い化、一時差止、差止額から滞納保険料を控除する措置および未納期間に応じた給付減額を実施することで、被保険者間の公平性の確保を図ります。

重点課題2 医療計画との整合性の確保

介護保険事業計画で推計しているサービスの量の見込みについては、現在のサービス受給者の状況および人口動態を踏まえた自然体の推計に加えて、地域の課題やニーズを反映させて定めることとされています。これらの推計においては、地域医療構想における令和7年（2025年）の介護施設および在宅医療などの追加的需要を踏まえるとともに、医療計画における在宅医療の整備目標との整合性を図ります。

重点課題3 介護保険サービス情報の公表

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくために有益な情報と考えられる情報を収集し、高齢者サービスガイドおよびホームページなどを活用し、公開に努めます。

また、必要な報告等を行わない指定地域密着型サービス等に係る事業者に対し、指定取り消し等の適切な対応を行います。

重点課題4 介護保険制度の立案および運用に関するPDCAサイクルの推進

地域の実態把握・課題分析を行い、高齢者の自立支援および重度化防止に関する目標を設定し、その達成のために、介護資源の発掘や基盤整備・多職種連携の推進および効率的なサービス提供などの取組を推進し、その実績評価を行います。

第9章 介護保険事業費の見込みと保険料

第3節 介護保険事業費の見込み

標準給付費とは、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付）、高額介護サービス費等給付額（利用者が1か月間に支払った自己負担額（1～3割）が一定の上限額を超えた場合に払い戻される給付）、高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付）および審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）を加えた費用です。

これに地域支援事業費を加えたものが介護保険事業の総事業費となります。

図表 9-3-1 第8期介護保険事業計画の総事業費の見込み

(単位:千円)

	第8期				第9期	第14期
	R3年度	R4年度	R5年度	計	R7年度	R22年度
介護保険事業の総事業費	4,833,990	5,003,956	5,211,581	15,049,526	5,819,096	7,961,017
標準給付費	4,487,970	4,651,728	4,849,303	13,989,001	5,424,879	7,526,002
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	4,281,526	4,437,714	4,626,630	13,345,870	5,184,835	7,217,605
特定入所者介護サービス費等給付額	81,803	85,289	88,792	255,884	95,796	125,555
高額介護サービス費等給付額	103,405	106,680	111,064	321,149	119,831	157,051
高額医療合算介護サービス費等給付額	16,993	17,640	18,258	52,891	19,538	20,639
審査支払手数料	4,243	4,405	4,559	13,207	4,879	5,153
地域支援事業費	346,020	352,227	362,278	1,060,525	394,217	435,014
介護予防・日常生活支援総合事業費	221,812	228,019	234,671	684,502	262,810	302,335
包括的支援事業・任意事業費	124,208	124,208	127,607	376,023	131,407	132,679

第4節 介護保険料

1 保険料基準額と段階設定

保険料収納必要額をもとに第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料基準額（月額）を算定し、第7期介護保険事業計画中に積み立てた介護給付費準備基金の一部を取り崩し、基準額（月額）を5,200円とします。

保険料の段階設定については、国が示す標準段階を参照するとともに、これまでの本市の段階設定を踏まえ、次に示すとおりとします。

- ① 国の第9段階については、所得格差の解消を図るため、第9段階の負担割合を国よりも低くし、国よりも高い第10段階を設けることとします。
- ② 第4段階については、負担割合を基準額の0.85倍とします。

図表 9-4-2 第8期介護保険事業計画の保険料の段階設定と年間保険料額

段階	対象者	保険料(円)	負担割合
第1段階	生活保護を受給している方、中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	18,720	×0.3
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額とその他の合計所得金額(注1)の合計が	80万円以下の方	31,200
第3段階		80万円を超え120万円以下の方	
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民非課税で、本人の前年の公的年金収入金額とその他の合計所得金額(注1)の合計が	120万円を超える方	43,680
第5段階		80万円以下の方	53,040
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額(注2)が	80万円を超える方	62,400
第7段階		120万円未満の方	74,880
第8段階		120万円以上210万円未満の方	81,120
第9段階		210万円以上320万円未満の方	93,600
第10段階		320万円以上500万円未満の方	102,960
		500万円以上の方	112,320

(注1) 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得と長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額をいいます。

(注2) ここでいう「合計所得金額」は、合計所得金額から、長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額をいいます。

2 令和7年度(2025年度)および令和22年度(2040年度)の推計

令和7年度(2025年度)および令和22年度(2040年度)における、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進するための指標として、各種の推計をおこないます。

図表 9-4-2 令和7年度(2025年度)および令和22年度(2040年度)における推計

	第8期		第9期		第14期	
	令和4年度 (2022年度)		令和7年度 (2025年度)		令和22年度 (2040年度)	
総人口	56,886 人		54,990 人		46,222 人	
第1号被保険者数	19,176 人		19,480 人		19,996 人	
65～74歳	9,285 人		8,210 人		8,006 人	
75歳以上	9,891 人		11,270 人		11,990 人	
要介護認定者数	3,772 人		4,237 人		5,553 人	
介護保険事業の総事業費	5,003,956 千円		5,819,096 千円		7,961,017 千円	
保険料(基準月額)	5,200 円		5,971 円		7,890 円	



(注1) 各年度9月30日現在の値

第10章 計画の円滑な推進のために

第1節 行政の役割と責任

介護保険制度がスタートした平成12年の北広島市の高齢者人口は8,288人（9月末時点）でしたが、令和2年には19,034人（同）となり、20年間で2.3倍以上に増加しています。

高齢者の増加によって、要介護認定者および介護サービス利用者も増加し、これまでの高齢者福祉施策の見直しが求められています。また、国において地域支援事業のあり方が見直しされ、専門的なサービスだけではなく、多様な担い手による生活支援サービスを取り入れ、充実させた新たな地域支援事業を実施した地域づくりを推進することが求められています。

だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのためには、従来の社会福祉制度や行政サービスだけでは対応が難しく、民間の参入促進はもとより、ボランティア活動やNPO法人などの市民主導による福祉活動の拡大も不可欠です。特に、ともに支え合う地域づくりを推進するためには、地域住民の理解と協力が必須となります。

行政としても地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、支え合う地域づくりに対しての地域住民への普及・啓発活動を推進し、各事業所・関係機関などと連携して支援していきます。

第2節 総合的なケア体制整備

現在、4か所の高齢者支援センターを設置し、保健、医療、介護および福祉の連携強化とサービス提供のための環境整備を進めています。

日常生活圏域は5圏域としていますが、北広島団地地区の高齢者支援センターについては、当面の間、職員の増員による対応とします。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては、高齢者支援センターが持つ役割がより一層重要となることから、その機能を強化、充実していかなければならないと考えています。

また、身近な地域での相談窓口として定着しつつある利点を考慮し、苦情処理体制の充実、行政、民間および市民団体などの関係機関の緊密な連携による支援など、地域共生社会を見据えた総合的なケア体制の整備に努めます。

第3節 介護保険事業の円滑な実施のための体制

1 相談・苦情処理体制

介護保険制度における苦情処理の解決の仕組みとして、要介護認定や保険料についての審査請求は、北海道が設置している介護保険審査会が、また介護サービスや介護サービス事業者に関する相談および苦情は、北海道国民健康保険団体連合会がそれぞれ所轄していますが、市民が初めに相談や苦情を寄せるのは、最も身近な行政の窓口である市に対するケースが多いことから、市民の立場に立った対応が求められます。

そのため、市民からの相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行うよう、市の総合相談窓口や高齢者支援センターが中心となって、社会福祉協議会および民生委員児童委員などの関係機関と連携を図りながら、市民が利用しやすい相談体制の確立に努めます。

2 市民への情報提供

市では市民が必要な情報を必要なときに得られるよう、高齢者の保健福祉や介護保険に関するサービスガイド、介護サービス利用の安心情報および介護保険事業報告書などを作成しており、今後も広報紙やホームページなどを活用し、情報提供に努めます。

3 サービスの供給体制

保険者である市とサービス提供事業者が密接に連携し、市民が求めるサービスを適切かつ総合的に提供する必要があります。

このため、サービス事業者の確保および介護サービス基盤の整備に努めるとともに、関係するサービス事業者で組織する「北広島市介護サービス連絡協議会」と連携を図り、情報交換、課題の検討、サービスの質の向上および適切な介護サービス計画の作成検討などを行い、市民が必要とするサービスを適切かつ迅速に利用できるような提供体制の充実を図ります。

第4節 計画の進行管理

計画の実施にあたっては、保健・福祉以外の部局とも幅広い連携を図り、総合的・効果的な施策展開を図ります。

また、関係機関との連携・協力を進めるとともに、広報紙やホームページなどで市民に周知を図り、市民一人ひとりの理解と協力により、確実な推進を図っていきます。

さらに、学識経験者、サービス事業者、サービス利用者および公募による市民代表者などで構成する「北広島市保健福祉計画検討委員会」において、計画の進行状況や施策の実施状況などを評価・検証し、市としての進行管理を徹底していきます。

北広島市 高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画
【概要版】

令和3年3月発行

発行：北広島市

編集：北広島市保健福祉部

〒061-1192

北海道北広島市中央4丁目2番地1

TEL：011-372-3311

FAX：011-372-7791

<https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>